

恵那市エーナアスリート応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、世界又は全国規模で活躍する市にゆかりがある個人又は団体を地域が一丸となり応援し、地域の一体感を醸成することで、子どもの夢及び地域愛を育むことを目的とし、恵那市エーナアスリート応援事業（以下「応援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国際大会 次のアからカまでのいずれかに該当するものをいう。

ア オリンピック、パラリンピック、デフリンピック又はスペシャルオリンピックス

イ アジア競技大会又はアジアパラ競技大会

ウ 国、日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が個人又は団体を派遣する世界選手権大会

エ 国、日本パラリンピック委員会又は公益財団法人日本障害者スポーツ協会が個人又は団体を派遣する世界選手権大会

オ F I S Uワールドユニバーシティゲームズ

カ その他市長が適当と認める大会

(2) 全国大会 次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会

イ 国及び全国を統括するスポーツ団体並びに公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が主催する全国大会

ウ 国及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会並びに日本パラリンピック委員会加盟競技団体が主催する全国大会

エ その他市長が適当と認める大会

(3) エーナアスリート 前2号に規定する大会のいずれかに出場し、又は出場する予定であって、次のアからエまでのいずれかに該当する個人又は団体をいう。

ア 市内出身者（市において出生し、又は市内の小学校若しくは中学校を卒

業している者に限る。) であること。

イ 市内に住所を有する者であること。

ウ 市内に所在する団体であること。

エ その他市長が適当と認める個人又は団体であること。

(応援事業の内容)

第3条 応援事業は、次に掲げるもののうちから実施するものとする。

(1) 恵那市エーナアスリート激励金（以下「激励金」という。）の交付

(2) 市長が、第12条に規定する認定証を交付したエーナアスリートに対し行う次のアからエまでに規定する応援活動

ア エーナアスリートに係る情報を市のウェブサイトに掲載し、市内外に広く周知すること。

イ 市の広報誌及びソーシャルネットワーキングサービス並びに市内外で実施されるイベントにおいてエーナアスリートを紹介すること。

ウ エーナアスリートの紹介パネルを作成し、市の施設等に設置すること。

エ エーナアスリートが世界大会の主要な大会に出場するとき、パブリックビューイングを開催し、市民が一体となり応援すること。

オ その他市長が必要と認めること。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、次に掲げる大会（以下「対象大会」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 国際大会 別表第1に掲げる額

(2) 全国大会 別表第2に掲げる額

2 エーナアスリートが複数の対象大会に出場するときは、当該大会ごとに激励金の交付を受けることができるものとする。

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとするエーナアスリート（以下「申請者」という。）は、恵那市エーナアスリート激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。

(1) 対象大会の開催要項その他対象大会の概要が分かるもの

(2) 対象大会への出場を証明できるもの

(3) 対象大会終了後に申請する場合は、第8条に規定する恵那市エーナアスリート激励金結果報告書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 激励金の申請は、申請者又は団体の指導、管理、監督、その他運営に携わる者（以下「責任者」という。）が行うものとし、申請者が未成年の場合は、当該申請者を現に監護する者（以下「保護者」という。）又は責任者が行うものとする。
- 3 第1項に規定する交付の申請は、対象大会の開催日の60日前から当該大会の最終日以後60日を経過する日（以下この条において「期間」という。）までに行わなければならない。ただし、申請者又は責任者が、期間内に申請することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、激励金の交付又は不交付を決定したときは、恵那市エーナアスリート激励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(激励金の受領)

第7条 激励金は、申請者又は責任者（以下この条において「申請者等」という。）が受領するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象大会の準備その他やむを得ない事情により、申請者等が激励金の受領ができないときは、激励金の受領を委任することができるものとする。この場合において、申請者等は委任状（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

(結果報告)

第8条 対象大会の終了後、第6条に規定する交付の決定を受けたエーナアスリートは、速やかに恵那市エーナアスリート激励金結果報告書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。ただし、対象大会の開催後に激励金を申請する場合は、第5条に規定する交付申請の際に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第6条の規定により交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、恵那市エーナアスリート激励金交付決定取消通知書・返還命令書（様式第5号）により、交付の決定の全部又は一部を取り消し、激励金の全額又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 対象大会が中止となったとき。

- (2) 対象大会を欠場したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

(認定証の交付の対象者)

第10条 国際大会に出場し、又は出場する予定のエーナアスリートであって、公益財団法人恵那市スポーツ連盟から推薦を受けたもの（以下「認定対象者」という。）は、第12条に規定する認定証の交付を受けることができるものとする。

(認定対象者の推薦)

第11条 認定対象者の推薦は、認定対象者が個人であるエーナアスリートにあつては、恵那市エーナアスリート推薦書（個人）（様式第6号）、団体であるエーナアスリートにあつては、恵那市エーナアスリート推薦書（団体）（様式第7号）を、公益財団法人恵那市スポーツ連盟が市長に提出するものとする。

(認定証の交付)

第12条 市長は、前条の規定による推薦を受けた認定対象者に対し、認定証（様式第8号）の交付を行うものとする。

(応援事業の実施)

第13条 市長は、前条の規定による認定証の交付を受けたエーナアスリート（以下「認定エーナアスリート」という。）の意向を確認し、第3条第2号に掲げる応援活動を可能な範囲で行うものとする。

(認定エーナアスリートの役割)

第14条 認定エーナアスリートは、次に掲げるものに対し、可能な範囲において協力し、市民との交流を図るものとする。

- (1) 恵那市のスポーツ推進活動
- (2) 恵那市主催の教室又は講演会等
- (3) 恵那市で開催されるイベントへの参加若しくはトークショー又は模範演技の実演
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(認定の取消し)

第15条 認定エーナアスリートが、認定の取消しをしようとするときは、恵那市エーナアスリート認定取消し承認申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、認定の取消しの承認又は不承認を決定したときは、恵那市エーナアスリート認定取消し承認（不承認）通知書（様式第 10 号）により、認定エーナアスリートに通知するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、認定エーナアスリートに次に掲げる事由が生じたときは、当該アスリートの認定を取り消すことができるものとする。

（1） 推薦書の内容に虚偽若しくは不正があったとき又は認定要件を満たしていないことが判明したとき。

（2） 市の信用を失墜するような行為又は市の不利益となる行為があったとき。

（3） その他市長が認定を取り消す必要があると認めたとき。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

対象大会	種 別	金 額
第 2 条第 1 号アに規定する国際大会	個人	10 万円
	団体	50 万円
同号イからカまでに規定する国際大会	個人	5 万円
	団体	25 万円

備考 5 名未満の団体は、個人として取り扱うものとする。

別表第 2（第 4 条関係）

対象大会	種 別	金 額
第 2 条第 2 号アに規定する全国大会	個人	1 万円
	団体	10 万円
同号イからエまでに規定する全国大会	個人 (一般)	5,000 円
	個人 (中学生以下)	3,000 円
	団体 (10 名以上・一般)	5 万円
	団体 (10 名以上・中学生以下)	3 万円

備考 10 名未満の団体は、個人として取り扱うものとする。